

原子力災害対策編

目次・概要（原子力）

第1章 総則

- 第1節 計画策定の趣旨**…………… 1
近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本県の対応を明確にし、よりの確な対策に資する。
- 第2節 原子力災害対策重点的区域**…………… 1
行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本県において必要な防護措置について整備する。
- 第3節 原子力災害の想定**…………… 2
対策指針が規定する、近隣県における大規模な原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出形態及び核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について想定する。

第2章 予防

- 第1節 初動体制の整備**…………… 5
国、近隣県、市町、原子力事業者等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。
- 第2節 情報伝達体制の整備**…………… 6
災害時における情報について、住民等に対する伝達体制を整備する。
- 第3節 避難活動体制等の整備**…………… 7
モニタリング結果や分析データを踏まえ、避難指示や屋内退避等を決定・実施するための体制を整備する。
- 第4節 モニタリング体制の整備**…………… 8
緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備する。
- 第5節 健康対策**…………… 8
住民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。
- 第6節 農林水産物等の安全確保の整備**…………… 9
事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う県民の内部被ばくを防止するため、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。
- 第7節 緊急輸送体制の整備**…………… 10
水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第17節に準ずる。

第8節 普及・啓発等を通じたリスクコミュニケーションの充実 10

原子力災害に関する知識の普及・啓発や原子力防災に係る研修等を実施し、リスクコミュニケーションの充実に努める。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置 11

栃木県に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部等を設置し、国、市町、近隣県、防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第2節 情報の収集・連絡活動 14

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、国や原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、関係市町その他関係機関に対し、その情報を迅速かつ的確に伝達する。

第3節 情報伝達・広報活動 16

住民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

第4節 屋内退避・避難誘導等 17

県及び市町は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

第5節 モニタリング活動 19

緊急時において国と連携しながら、モニタリング計画等に基づき、平常時のモニタリングを強化し、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを把握する。

第6節 医療救護活動等 19

災害時において、住民等に対し健康相談や医療活動等を実施し住民等の心身の健康を確保する。

第7節 農林水産物の安全確保 20

放射性物質モニタリング検査を実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、県民に対して広く周知する。

第8節 児童生徒等の安全対策 21

学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

第9節 緊急輸送活動 21

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第10節第1～第3に準ずる。

第4章 復旧・復興

第1節 健康対策…………… 22

住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、住民等の不安を払拭する。

第2節 風評被害対策…………… 23

農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

第3節 除染・汚染廃棄物の処理…………… 24

国が示す方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

第4節 損害賠償…………… 25

損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うとともに、必要に応じて、行政が受けた損害について請求するための体制を整備する。

第5節 各種制限の解除…………… 26

国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係機関に指示する。

第1章 総 則

第1節 計画策定の趣旨

【概要】

近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本県の対応を明確にし、よりの確な対策に資する。

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、県、市町、防災関係機関、原子力事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、県民の安全・安心を確保することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災対法第40条の規定に基づき、栃木県防災会議が作成する「栃木県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

また、この計画に定めのない事項については、「栃木県地域防災計画（震災対策編）」に準ずるものとする。

なお、この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的・細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

第3 策定に際し尊重すべき指針

この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。令和6年9月11日改正。以下「対策指針」という。）を十分に尊重するものとする。

第2節 原子力災害対策重点的区域

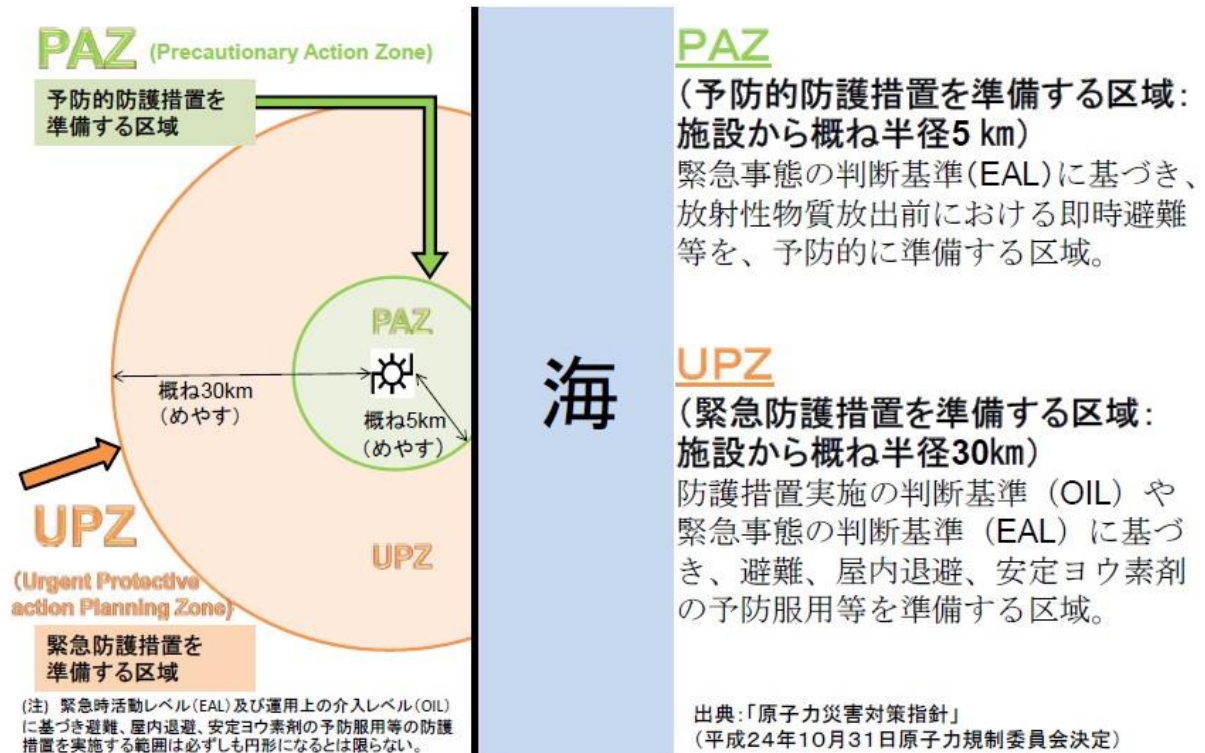
【概要】

行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本県において必要な防護措置について整備する。

第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にあるため、本県にPAZ、UPZに該当する区域は無い。

※原子力災害対策重点区域



第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

本編第1章第3節第3の1(2)に準ずる。

第3節 原子力災害の想定

【概要】

対策指針が規定する、近隣県における大規模な原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出形態及び核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について想定する。

第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

本県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32 kmの位置関係にある。

○計画の対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離	約82km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	329.3万kw
電気出力	46万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社				日本原子力発電株式会社
所在地	福島県楢葉町・富岡町				茨城県東海村
距離	約77km				32km
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	—
熱出力	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11
備考	停止中				定期検査中

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離	約93km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
熱出力	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	392.6万kw	
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	135.6万kw	135.6万kw
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中						

第2 原子力災害の想定

1 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（EPZ：Emergency Planning Zone）にも本県は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

2 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

第3 予測される影響

1 本県における具体的影響、想定等

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき8市町が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など県民生活と本県産業に大きな影響を与えた。

(2) 想定

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置（屋内退避）の必要性を判断する。県及び市町は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリング結果等

を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することとなっている。

県においては環境放射線モニタリングや飲食物に係る放射性物質モニタリング検査を速やかに実施するとともに、飲食物の出荷制限・摂取制限や避難・一時移転等の実施を想定・準備する必要がある。

第2章 予 防

第1節 初動体制の整備

【概要】

国、近隣県、市町、原子力事業者等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、茨城県や福島県等原子力発電所が立地する近隣県（以下「近隣県」という。）、原子力事業者等との間において、情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実に努める。

1 国・近隣県

県（危機管理防災局）は、平常時から国と連携し、緊急時における情報を取得するための体制を構築する。

2 市町

県（危機管理防災局）は、市町との間で連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

3 原子力事業者

県（危機管理防災局）は、近隣県における原子力事業者と、原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等を締結し、緊急時における通報体制や平常時における連絡体制の構築、現地確認などを実施する。

〈資料編5－1－1 原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書〉

〈資料編5－1－2 東海第二発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する確認書〉

4 連絡要員の指定・連絡体制の整備

県（危機管理防災局・その他各部局）は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておく。また、夜間休日等の場合にも対応できるよう連絡責任者、連絡先や優先順位等についてあらかじめ明確にしておく。

第2 情報の分析整理

1 原子力防災関連情報等の収集・蓄積と利用の促進

県（危機管理防災局・その他各部局）は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努める。

2 人材の育成・確保

県（危機管理防災局）は、平常時から収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員等人材の育成・確保に努める。また、収集した情報の分析・整理に当たり、必要に応じ、国等からの支援や、専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

第3 通信手段の確保等

1 通信連絡網等の整備

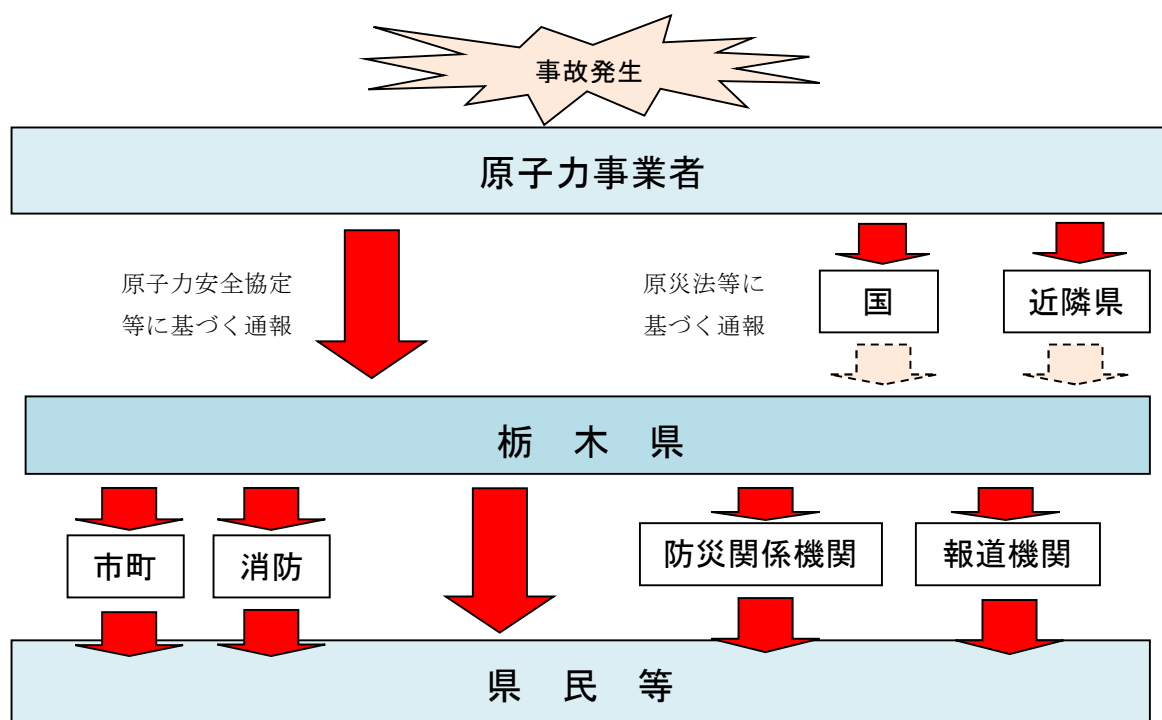
県（危機管理防災局）は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告

や、国、近隣県、市町等防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

2 複合災害への備え

県（危機管理防災局）は、国及び関係市町との連携及び原子力事業者の協力を得て、現在ある防災行政無線、緊急時連絡網、衛星携帯電話等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

※緊急時における流れ



第2節 情報伝達体制の整備

【概要】

災害時における情報について、住民等に対する伝達体制を整備する。

第1 情報伝達体制の整備

県（総合政策部・危機管理防災局）は、電信電話機関、報道機関等の協力を得て、防災行政無線、県ホームページ、テレビ、ラジオなど様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

第2 要配慮者等への情報伝達

市町は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

県（生活文化スポーツ部・保健福祉部・危機管理防災局）は、市町が行う要配慮者等への情報伝達について、必要な支援を行う。

第3節 避難活動体制等の整備

【概要】

モニタリング結果や分析データを踏まえ、避難指示や屋内退避等を決定・実施するための体制を整備する。
--

第1 避難指示の判断

1 避難等の判断基準等

国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果などにより、空間放射線量率等が緊急防護措置等の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市町長等に対し、O I Lに基づき避難等の指示が発出される。

2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

U P Z外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

国の指示を受けた県及び市町は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。

また、ブルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内退避解除に努める。

県（危機管理防災局）及び関係市町は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

第2 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、市町長は、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のE P Zの範囲を超えて、半径20 k m圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、市町は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

第3 要配慮者等への対応

県（生活文化スポーツ部・保健福祉部・危機管理防災局）は、市町に対し、一人暮らしの高齢者並びに高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するための計画等の整備について助言する。

市町は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

第4節 モニタリング体制の整備

【概要】

緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備する。

第1 モニタリングによる監視の実施等

県（環境森林部・その他各部局）は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定した環境放射能水準調査委託実施計画書に基づき、平常時から国と連携し、環境放射線モニタリングを実施する。

また、県（環境森林部）は、環境放射能水準調査委託実施計画書に基づき、原子力発電所事故等が発生した緊急時には、環境放射線モニタリング強化時の調査等を国と連携して行う。

第2 モニタリング体制

1 体制の整備

（1）機器等の整備・維持

県（環境森林部）は、平常時・緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

〈資料編5-1-3 モニタリングポスト設置場所一覧〉

（2）複合災害への備え

地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響によりモニタリングポストから情報が入手できなくなるおそれがあることから、県（環境森林部）は、万一モニタリングポストが稼動しない場合に備え、サーベイメータ等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

2 要員の確保・育成等

県（環境森林部）は、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

また、県（環境森林部・危機管理防災局）は、モニタリングの結果について判断することが困難な場合に備え、専門家等に要請するための体制を整備する。

第3 関係機関との協力体制の整備

県（環境森林部・危機管理防災局）は、国、原子力事業者、市町、近隣県等と緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第5節 健康対策

【概要】

住民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

第1 資機材の整備等

1 活動用資機材の整備

県（保健福祉部・危機管理防災局）は、国や原子力事業者等から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、市町や関係機関等と協力し、スクリーニング、人体への除染等を実施するため、必要な資機材の整備に努める。

2 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備

県（保健福祉部・危機管理防災局）は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

また、原子力災害医療体制についての資料を収集、整理しておく。

さらに、国と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備に努める。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

県（危機管理防災局・その他各部局）は、国及び市町等と協力し、被爆の可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理するものとする。

また、被爆の可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時から国、市町、原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第2 医療救護活動体制の整備

1 基本方針

県（保健福祉部）及び市町は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

2 関係機関の協力の確保

（1）関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、原子力災害医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。

（2）救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力する。

3 情報提供システムの充実・活用

（1）広域災害・救急医療情報(EMIS)システムの充実

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第16節第1の2（1）ア（カ）に準ずる。

（2）情報提供システムの充実・活用

県（保健福祉部）は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供する情報提供システムの充実・活用に努める。

第6節 農林水産物等の安全確保の整備

【概要】

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う県民の内部被ばくを防止するため、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。
--

第1 検査体制の整備

県（保健福祉部・環境森林部・産業労働観光部・農政部・県土整備部）は、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備する。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。さらに、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、市町や関係団体等に対して、平常時から検査体制等を説明し、理解と協力を得る。

第7節 緊急輸送体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第17節に準ずる。

第8節 普及・啓発等を通じたリスクコミュニケーションの充実

【概要】

原子力災害に関する知識の普及・啓発や原子力防災に係る研修等を実施し、リスクコミュニケーションの充実に努める。

第1 住民等に対する普及・啓発

県（危機管理防災局・その他各部局）は、国、市町、原子力事業者等と協力して住民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- ①放射性物質及び放射線の特性
- ②原子力発電所等の概要
- ③避難等施設の位置
- ④原子力災害とその特性
- ⑤放射線による健康への影響及び放射線防護
- ⑥本県の平常時における環境放射線の状況
- ⑦緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- ⑧屋内退避・避難
- ⑨安定ヨウ素剤の服用
- ⑩放射性物質による汚染の除去

第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

県（危機管理防災局・その他各部局）は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、必要に応じ国や関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、防災業務関係者に対する研修を実施する。

- ①原子力防災体制及び組織
- ②原子力発電所等の概要
- ③原子力災害とその特性
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護
- ⑤放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- ⑥緊急時に、県や国等が講じる対策の内容
- ⑦緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項
- ⑧その他緊急時対応に関すること

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

【概要】

栃木県に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部等を設置し、国、市町、近隣県、防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 県の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様		体制の概要	備考 (勤務時間外の配備)
注意体制	近隣県における原子力発電所等において事故等(警戒事態)が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合		情報収集及び応急対策を行う体制	危機管理課及び消防防災課並びに公共部門関係課職員は直ちに登庁し、小規模災害対策を実施
警戒体制	①原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があった場合(施設敷地緊急事態) ②危機管理防災局長が必要と認めた場合		災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	危機管理課及び消防防災課並びに警戒配備に該当する各部局災害対策関係職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施
第1 非常配備	①原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があった場合(全面緊急事態)	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生した場合	災害対策本部が自動的に設置され、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	第1非常配備に該当する職員(本部及び支部の応急業務を担当する部班における所要の人員)は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施
第2 非常配備	②知事が必要と認めた場合	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、県の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	第2非常配備に該当する職員(本部各部、支部の全組織における所要の人員又は全員)は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

＜資料編5－2－2 緊急事態区分・緊急時活動レベル・防護措置＞

第2 注意体制

県(危機管理防災局・その他各部局)は、近隣県における原子力発電所等において事故等(警戒事態)が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。危機管理防災局及び公共部門関係課職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 原子力災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握

ア 被害が発生した日時、場所

- イ 被害の概要
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 必要に応じて市町、消防等関係機関への通報
 - (4) 必要に応じて危機管理防災局長、知事等への報告
 - (5) 災害応急対策(小規模)

第3 災害警戒本部の設置

県(危機管理防災局・その他各部局)は、特定事象発生の通報を受けた場合(施設敷地緊急事態)又は特定事象発生のおそれがあると危機管理防災局長が認めた場合は、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、栃木県災害警戒本部設置要綱第2条第1項の規定により、栃木県災害対策・危機管理委員長(危機管理防災局長)を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。
 - イ 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、本部長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
 - ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
 - エ その他、本部長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
- その他の事項は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第3の1に準ずる。

2 災害警戒本部の業務

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第3の3に準ずる。

3 災害警戒本部の組織及び運営

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第3の2に準ずる。

4 代決者

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第3の4に準ずる。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

県(危機管理防災局・その他各部局)は、原子力緊急事態発生(全面緊急事態)の通報を受けた場合又は原子力緊急事態発生のおそれがあると知事が認めた場合は、国、市町及び原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。〈資料編3-1-10 災害対策本部組織図〉

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

- ア 原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があったとき。
- イ 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出さ

れたことが判明したとき（2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る）。

エ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

オ その他知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 設置場所

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第5の1の(2)に準ずる。

(3) 他の災害対策組織の統合

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第5の1の(3)に準ずる。

(4) 支部の設置

災害対策本部が自動設置された場合、必要に応じて地方合同庁舎に支部を置く。

(5) 中央連絡部の設置

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第5の1の(5)に準ずる。

(6) 災害対策本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

(1) 国の関係機関（原子力災害対策本部、総務省消防庁等）

(2) 市町、消防本部（局）

(3) 近隣県

(4) 陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊

(5) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

(6) その他の関係機関

3 災害対策本部の組織及び運営

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第5の3に準ずる。

4 災害対策本部の業務

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第5の4の(1)に準ずる。

5 代決者

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第5の5に準ずる。

6 災害対策本部職員の証票等

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第5の7に準ずる。

第5 市町及び防災関係機関の活動体制

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第6に準ずる。

第6 市町への支援

県（危機管理防災局・その他各部局）は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、避難指示、応急救助、その他市町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う、また人的な支

援だけでなく物資の提供や機材の貸与、施設の提供など積極的な支援を行う。

第7 専門家、国、他県への支援の要請

1 専門家に対する支援要請

県（危機管理防災局）は、特定事象の発生等に伴う影響を把握するため、及び原子力災害に関する応急対策の検討及び実施に当たって、必要に応じて、栃木県原子力災害対策専門委員会など、原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を要請する。

2 国に対する支援要請

- (1) 県（危機管理防災局）は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合等に、事態の把握のため、必要に応じ、国（安全規制担当省庁）に対し原子力防災に関する専門的支援を求める。
- (2) 県（危機管理防災局）は、災害応急対策又は災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

3 その他

県（危機管理防災局）は、応急対策の実施に当たり、必要に応じ原子力事業者、他県等に対し応援要請を行う。

第8 防災業務関係者の安全確保

県（危機管理防災局・その他各部局）、県警察、市町、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防護対策

県（危機管理防災局・その他各部局）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、市町、消防機関その他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

2 防災業務関係者の被ばく線量管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。
 - ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で5年間につき100mSvかつ1年間ににつき50mSvを上限とする。
 - イ 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。
- (2) 県（危機管理防災局・その他各部局）は、市町及び対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。
- (3) 県（危機管理防災局・その他各部局）は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、市町及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第2節 情報の収集・連絡活動

【概要】

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、国や原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、関係市町その他関係機関に対し、その情報を迅速かつ的確に伝達する。

第1 警戒事態発生情報等の連絡（警戒事態）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。このため、県では原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報収集活動を実施し、必要に応じて市町、消防等関係機関への通報や県民等への周知を行う。

第2 特定事象発生情報等の連絡（施設敷地緊急事態）

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条に規定する特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、防災業務計画に基づき、直ちに原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部（局）、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

県（危機管理防災局）は、近隣県で特定事象が発生した場合、原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から緊急時における連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報の提供を求め又は必要に応じて職員を派遣する等、自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響の把握に努める。

第3 応急対策活動情報の連絡

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（施設敷地緊急事態）

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部（局）、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- （1）施設の状況
- （2）原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- （3）被害の状況等

県（危機管理防災局）は、国や近隣県、原子力事業者等から入手した情報を、市町・消防機関等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（全面緊急事態）

（1）要員の確保

県（危機管理防災局・その他各部局）及び市町は、原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

（2）情報の収集等

県（危機管理防災局・その他各部局）は、国や近隣県等、原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、国、近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、県が行う応急対策について活用する。

第4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

県（危機管理防災局）及び関係市町は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

第3節 情報伝達・広報活動

【概要】

住民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

第1 住民等への情報伝達活動

1 県民等に対する情報伝達

- (1) 県（危機管理防災局・その他各部局）及び市町は、早い段階から原子力災害に関する情報を広く迅速に県民に向けて提供し、県内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。
- (2) 県（総合政策部・危機管理防災局）は、防災行政無線等により各市町に迅速に情報提供を行うとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て広域的な情報提供に努める。また、情報を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。
- (3) 県（危機管理防災局・その他各部局）及び市町は、住民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を国、近隣県、原子力事業者等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

2 情報伝達の内容等

(1) 情報伝達に当たっての留意事項

県（危機管理防災局）及び市町は、住民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(2) 要配慮者への配慮

県（危機管理防災局・その他各部局）及び市町は、住民等への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者に配慮する。

(3) 情報伝達内容

- ア 事故・災害等の概況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

(4) 広報内容の確認

- ア 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う
- イ 発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。

(5) 誤情報の拡散への対処

県（危機管理防災局・その他各部局）及び市町は、公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

1 相談窓口の設置

県（危機管理防災局・その他各部局）は、緊急時には市町等と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手続に従い、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。

その他、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第20節第2の2（2）に準ずる。

第4節 屋内退避・避難誘導等

【概要】

県及び市町は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

第1 避難等措置の実施主体

住民の避難等の措置を講じるに当たっては、市町のほか、県、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

市町は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

第2 屋内退避、避難等の実施

1 住民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、県（危機管理防災局）及び関係市町は、住民に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

2 避難誘導等

（1）県（危機管理防災局）は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示、その他住民の安全確保のために必要と認めた場合、市町に対し、住民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。

（2）市町は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、住民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示を行う。

（3）県（危機管理防災局）及び市町は、県警察、消防機関等と協力し、避難状況等を把握する。

3 避難状況の確認

県（危機管理防災局）及び市町は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は県警察、消防機関等と協力し、住民の避難状況等を的確に把握するものとする。

第3 安定ヨウ素剤の配布等

国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、県（保健福祉部・危機管理防災局）及び市町は、国及び関係機関と連携して対応する。

第4 避難所等の開設、運営

1 避難所の開設

市町は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

県（危機管理防災局）は、市町に対し必要な支援を行う。

2 避難所の管理・運営

- (1) 県（生活文化スポーツ部・保健福祉部・危機管理防災局）及び市町は、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。
- (2) 県（保健福祉部・危機管理防災局）及び市町は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。
- (3) 市町は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

3 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市町は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。
- (2) 県（保健福祉部・危機管理防災局）は、市町から、避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、関係業者等への物資の調達要請等を行う。

第5 県外からの避難者の受入

1 避難所の設置

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本県に避難することが予想される。

東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における県外広域避難について、UPZ内にある茨城県の市町と下記の県内市町の間で次のとおり協定が締結されている。

避難元市町	避難先市町	協定締結日
水戸市	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、野木町	H30(2018).5.21
城里町	益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	H30(2018).3.28
常陸大宮市	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那須町、那珂川町	H29(2017).9.28
笠間市	小山市、真岡市、下野市、上三川町、壬生町	H29(2017).3.22

避難先は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を避難所として提供するとともに、避難所の開設等を行う。

県（危機管理防災局・その他各部局）は、避難受入市町に対し適切な助言を行うとともに、茨城県からの要請に基づき必要な協議、調整及び支援を行う。

また、県（保健福祉部）は、茨城県からの要請に基づき、被災した病院等の入院患者等の受け入れ等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等に対し要請する。（入院患者等の受け入れ搬送に当たり、特に重篤な患者については、ヘリによる搬送を要請する。）

2 避難退域時検査及び簡易除染への協力

県外広域避難を実施する住民に対する避難退域時検査及び簡易除染は、当該避難による汚染の

拡大の防止及び住民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。

県（危機管理防災局・その他各部局）は、可能な範囲で、茨城県が行う避難退域時検査及び簡易除染への協力を行う。

第6 要配慮者等への配慮

県（生活文化スポーツ部・保健福祉部・危機管理防災局）及び市町は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

第5節 モニタリング活動

【概要】

緊急時において国と連携しながら、モニタリング計画等に基づき、平常時のモニタリングを強化し、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを把握する。

第1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県（環境森林部）は、県内における影響を把握するため、モニタリングポストの監視を強化し、市町と情報の交換、結果の取りまとめを行い、県民に対して広く公表する。

第2 特定事象発生の通報を受けた場合の対応

県（環境森林部・危機管理防災局）は、県内における影響を把握するため、平常時のモニタリングを強化し、その結果をとりまとめるとともに、関係市町等に必要に応じ連絡する。

また、特に必要な場合は、安全規制担当省庁、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡する。さらに、緊急時の環境放射線モニタリングの準備を開始する。

第3 原子力緊急事態宣言発出後の対応

- （1）県（環境森林部・危機管理防災局）は、県内における放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、モニタリング計画に基づき、環境モニタリング等を行う。実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、必要に応じて、市町、関係機関等に連絡する。
- （2）県（環境森林部・危機管理防災局）は、緊急時の環境放射線モニタリングの実施に当たっては、対策指針等を踏まえて、要員の被ばく管理に十分留意する。

第6節 医療救護活動等

【概要】

災害時において、住民等に対し健康相談や医療活動等を実施し住民等の心身の健康を確保する。

第1 住民等を対象とする健康相談等の実施

1 避難者等に対する健康相談等の実施

県（保健福祉部）は、市町や国等と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

2 相談窓口の設置

県（保健福祉部）及び市町は、健康福祉センター等に住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施

1 原子力災害医療派遣チームの要請

県（保健福祉部・危機管理防災局）は、必要に応じて、国に対し原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。また、原子力災害医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、医療救護活動を行う。

2 医療救護活動

県（保健福祉部・危機管理防災局）及び市町は、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。また、医療救護所で対応できない場合は、搬送機関と連携し医療機関等へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第7節 農林水産物等の安全確保

【概要】

放射性物質モニタリング検査を実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、県民に対して広く周知する。
--

第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することになっている。

県（保健福祉部・環境森林部・産業労働観光部・農政部）は、国から示されるガイドラインに基づき策定する放射性物質検査計画等により、当該地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、OILに基づく飲食物摂取制限を行い、住民等へ周知する。なお、緊急時の暫定規制数値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

また、県（保健福祉部・環境森林部・産業労働観光部・農政部）は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の可否を判断するため、放射性物質検査計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質濃度の測定を実施する。

〈資料編 5-2-3 食品中の放射性物質の基準値等〉

第2 食品等の出荷自粛要請及び解除等

モニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合、県（保健福祉部・環境森林部・農政部）は、速やかに関係団体や市町等を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、県ホームページへの掲載やテレビ、ラジオ、新聞等による報道要請など、様々な手段を使って県民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体や市町等を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

国から出荷制限の指示があった場合は、速やかに関係市町及び関係事業者に要請するとともに、県民に対し広く周知する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、県（保健福祉部・環境森林部・農政部）は、国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除する。併せて生産者及び県民等へも広く周知する。

第3 飲料水の安全対策の実施

県（保健福祉部・県土整備部）は、国の指導・助言、指示及び県が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとるよう関係市町に要請する。

また、県（県土整備部）は、水道水の安全対策のため、水道事業者等に事故の状況を直ちに伝え、るとともに必要な指導等を行う。実施に当たっては、国から示される水道水中の放射性物質に関する指標等に留意して指導等を行う。

なお、県（危機管理防災局）は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備するとともに、市町に対しても要請する。

第4 食品等の供給

県（保健福祉部・環境森林部・産業労働観光部・農政部）は、食品等の摂取制限等の措置を市町に指示した際、栃木県地域防災計画（水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編）第3章第11節を参照し、市町と協力して関係住民への応急措置を講じる。

第8節 児童生徒等の安全対策

【概要】

学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

第1 児童生徒等の安全の確保

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

県（経営管理部・保健福祉部・教育委員会事務局）は、国や市町と連携して、学校等に対し、生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第9節 緊急輸送活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第10節第1～第3に準ずる。

第4章 復旧・復興

第1節 健康対策

【概要】

住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、住民等の不安を払拭する。

第1 住民への対応

県（保健福祉部）は、市町と協力し、住民等の不安を払拭するため、住民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

第2 健康影響調査・健康相談等

1 調査の検討

県（保健福祉部）は市町と協力し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施に当たっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

2 調査の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

3 メンタルヘルス対策

県（保健福祉部）は、国、市町、医療機関をはじめ、関係機関等と連携し、住民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、住民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、住民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

4 飲料水・食品の安全確認

県（保健福祉部・県土整備部・危機管理防災局・その他各部局）は、防護対策を実施すべき区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

第3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

1 健康調査

健康調査を実施するに当たり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

2 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童生徒等の対応にあたる。

県（経営管理部・保健福祉部・教育委員会事務局）は学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

3 その他

- (1) 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒等の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、学校等の設置者は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。

県（経営管理部・保健福祉部・教育委員会事務局）は、学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

- (2) 学校等の設置者は、児童生徒等や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

県（経営管理部・保健福祉部・農政部・教育委員会事務局）は、学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

第2節 風評被害対策

【概要】

農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。
--

第1 農林水産物、工業製品等に係る対策

1 基本方針

(1) 農林水産物

県（環境森林部・農政部）は、農林水産物等について風評被害を最小限にとどめるため、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を積極的にPRしていく。

(2) 工業製品等

県（産業労働観光部）は、工業製品や加工食品等について、速やかな放射性物質の測定による安全確認を積極的に支援する。

2 具体的方法

(1) 国内における対策

県（環境森林部・産業労働観光部・農政部）は、農林水産物等の流通促進のため、速やかに、広くかつ継続的にテレビ、ラジオ新聞、雑誌等の媒体、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を県内外に対して積極的に発信する。

(2) 国外への対策

国外に及ぶ風評被害については、県（環境森林部・産業労働観光部・農政部）は、国と連携してその払拭に向けて各種施策に取り組む。

第2 観光業に係る対策

1 情報の発信

県（産業労働観光部）は、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、報道発表や県のホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわ

かりやすい情報を国内外に対して積極的に発信する。

2 観光客等への説明

本県を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から誤った情報が拡散されないよう努める。

第3 被害者の救済

風評被害が実際に生じたと考えられる場合、県（環境森林部・産業労働観光部・農政部）は、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

第3節 除染・汚染廃棄物の処理

【概要】

国が示す方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

第1 基本方針

県（環境森林部・危機管理防災局・その他各部局）及び市町は、放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業について、国の施策に協力し、国、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

第2 除染の実施

県（環境森林部・危機管理防災局・その他各部局）、市町、その他防災関係機関及び県民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市町における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。

原子力事業者は、県、市町等の要請に基づき、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣に努める。

なお、除染を実施する際は、住民の意見を十分に尊重するものとする。

- (1) 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。
- (2) 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
- (3) 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮し、除去土壌等は、その他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- (4) 除去土壌については、国が示す考え方にに基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して（※）、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節第3の記載するところにより適切に処理を行う。

※ 参考「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日原子力安全委員会）

なお、当通知の廃棄物については、除去土壌を含む。

① 処理に伴って周辺住民の受ける線量が1 mSv／年を超えないようにする。

② 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1 mSv／年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能能度の物を取り扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。

③ 処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が10μSv／年以下とする。

(5) 飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

(参考資料編)

除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版、平成26年12月追補環境省）

第3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

1 国が処理する廃棄物

県（環境森林部・その他各部局）、市町、排出事業者等は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含み国が指定した廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。また、県（環境森林部）は、早期の処理を図るため、県民の不安解消、理解促進等に向けた取組を行う。

2 市町及び排出事業者が処理する廃棄物

県（環境森林部・その他各部局）、市町、排出事業者等は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。また、県（環境森林部）は、市町、処理業者等に対し、専門的な知見等に関する情報提供等を行う。

3 その他

県（環境森林部・危機管理防災局・その他各部局）及び市町は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、住民等へ周知徹底する。

県（環境森林部・危機管理防災局・その他各部局）及び市町は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第4節 損害賠償

【概要】

損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うとともに、必要に応じて、行政が受けた損害について請求するための体制を整備する。

第1 事業者等への支援

1 損害状況等の情報収集

- (1) 賠償金の支払いについて、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、県（環境森林部・産業労働観光部・農政部）は、賠償内容や手続きについて、国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。
- (2) 県（環境森林部・産業労働観光部・農政部）は、原子力災害により、県内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。
- (3) 県（環境森林部・産業労働観光部・農政部）は、県内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

2 事業者等への支援内容

- (1) 原子力災害により、県内の事業者等に損害が発生した場合に、事業者が正当な賠償を受けるために、県（危機管理防災局・その他各部局）は、次に掲げる支援を行うほか、個別の状況に応じた適切な対応を行う。
 - ア テレビ、ラジオ等の県政広報番組や県のホームページを通じた原子力損害賠償請求に係る制度の周知
 - イ 制度や手続き等、業種や業界団体別の説明会の開催
 - ウ 関係出先機関等における相談窓口の設置
- (2) 県は、被害を受けた事業者や損害の内容等について、事業者等が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、制度等の周知を心がける。

県（危機管理防災局・その他各部局）及び市町は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

第5節 各種制限の解除

【概要】

国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係機関に指示する。

第1 状況の把握及び解除の指示

県（危機管理防災局・その他各部局）は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取の注意喚起・出荷制限等の各種制限措置の解除を市町、防災関係機関等に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

市町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認するものとする。